

光 市 記 者 発 表 資 料

令和4年8月1日

件 名	ひかり消費喚起補助金の創設について
内 容	新型コロナウイルス感染症によって大きな影響を受けた地域経済の回復を図るため、事業者の団体が主体的に行う消費喚起事業を支援する補助金を創設しました。 記 1 補助金名 ひかり消費喚起補助金 ※ 詳細は別紙チラシのとおり 2 補助対象者 以下（１）～（３）の要件を全て満たす者 （１） 市内に本拠がある団体であること。 （２） 団体の構成員の半数以上は、市内に事業所（本店、支店、営業所等）を有する中小企業者等であること。 （３） 団体名義の銀行口座を有していること。 ※ ただし、公共法人や宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者、風営法に規定する特定業種、暴力団とその関係者、その他、市長が補助金を交付することが適当でないと認める者などを含む団体は対象外となります。 ※ ここでいう団体とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする<u>３以上の事業者の結合体又はその連合体のこと</u>をいいます。 3 補助対象事業・経費 団体が行うキャンペーンやイベントなどの消費喚起事業で構成員の売上げに直結し、令和5年3月15日までに完了するもの。 ＜取組の想定＞ ○スタンプラリーや展示会、特別景品の配付など販促イベント ○ECサイトの構築・運用などICTを活用した販促キャンペーン ○商品券や割引クーポン等の発行、ポイント還元の実施 など ※対象外となる経費があります。 4 補助金額・補助率 1事業あたり上限100万円。1団体あたり2事業まで。補助率は10／10 ※予算の範囲内で先着順とします。 5 申請方法 市ホームページ掲載又は商工観光課窓口を設置する申請書等に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添付し、商工観光課窓口へ提出 6 申請期間 令和4年8月1日（月）から令和5年1月31日（火）まで
問 合 せ	光市経済部商工観光課 担当：商工労政係長 西村 知通 （０８３３）７２－１５１９

ひかり消費喚起補助金のご案内

消費喚起イベントを
支援します！

申請期間 令和4年8月1日（月）～令和5年1月31日（火）

1事業あたり上限100万円

目的

新型コロナウイルス感染症によって大きな影響を受けた地域経済の回復を図るため、事業者の団体が主体的に行う消費喚起事業を支援します。

補助金額

1事業あたり上限100万円。1団体あたり2事業まで。

予算の範囲内
で先着順！

申し込み方法・事業の流れ

団体の代表者の方が、市商工観光課に申請してください。



補助対象者

以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 市内に本拠があり、かつ、3事業者以上で構成する団体であること。
(法人か否かは問わない。消費喚起を目的とした任意の団体も可。)
- (2) 団体の構成員の半数以上は市内に事業所（本店、支店、営業所等）を有する
中小企業者（個人事業主を含む）であること
- (3) 団体名義の銀行口座を有していること
- (4) 以下の者を含まない団体であること
公共法人、宗教・政治活動団体を目的とする者、風営法に係る特定の事業者、
暴力団と関係を有する者など

補助対象事業・経費

団体が行うキャンペーンやイベントなどの消費喚起事業で、構成員の売りにげに直結し、令和5年3月15日までに完了するもの。

こんな取組にお使いいただけます

スタンプラリー、展示会、特別景品の配布等の販促イベント
ECサイトの構築、運用などICTを活用した販促キャンペーン
商品券や割引クーポンなどの発行、ポイント還元の実施 など

以下は対象外になります

商品券のプレミアム分やクーポン等の割引部分への補てんに係る経費
飲食に係る経費、資産形成に係る経費、他の補助金を受けている経費
その他市長が不適当と認める経費

補助対象経費 イベント等の準備及び運営にかかる以下の経費

人件費	イベント等の実施に当たり新たに雇用するアルバイト等の人件費
報償費	・講師やイベント出演者等に対する謝金 ・景品等に要する経費（事業費の4分の1以内で、かつ、市内で購入したものに限る。） ※不当景品類及び不当表示防止法等関係法令を遵守すること。
旅費	講師、イベント出演者等の交通費、宿泊費 等
需用費	・消耗品費 事務用品代、紙代等 ・燃料費・光熱水費 発電機等の燃料費、電気・水道代 ・印刷製本費 チラシ、ポスター、スタンプラリー台紙等の印刷費
役務費	新聞折込等広告料、手数料、保険料、郵便代
委託料	イベント等の会場設営費、企画運営費、警備費、WEBサイト作成費
借上料	イベント会場の賃借料、必要物品のレンタル料
その他	新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に必要な経費、補助対象事業以外に流用できない備品購入費その他市長がイベント等の実施に必要と認める経費

問合せ先

上記以外にも要件等がありますので、詳しくはお電話、メール、窓口などでお問い合わせください。

光市 経済部 商工観光課 ☎ 0833-72-1519
メール syoukoukankou@city.hikari.lg.jp

